## 新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について

新型コロナウイルス感染症は、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。 また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出をお願いします。

<新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準>

発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 出席停止とする。

保護者が記入

千葉大学教育学部附属特別支援学校長 様

月

H

年

## 新型コロナウイルス感染症における療養報告書

新型コロ	ナウイ	「ルス感染症との診断(月日)を受け療養中のところ、下記経過のとおり
		¦席停止期間の基準1~3を全て満たす状態に回復したことを報告します。よって、 日より登校します。
		記
保護者 チェック欄		出席停止期間の基準
	1	発症日を「O」とし、翌日から数え5日を経過している。 ⇒発症日を記入してください。
		発症日:月 日(0日)
	2	<b>症状軽快後1日を経過している。</b> ⇒朝から症状がない日を1日と数えます。
	3	登校しても活動できる状態に症状が回復している。 ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願い いたします。
受診した 上記のと		送関名( ]違ありません。

保護者氏名